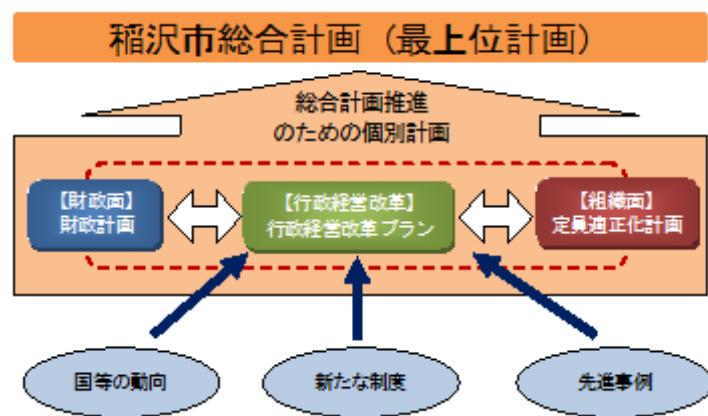


1 行政経営改革の必要性

(1) 行政経営改革の位置付け (P.1)

- ・行政経営改革とは、その時代の行政ニーズに対応し、組織や制度、行政運営のあり方などを見直す取組みで、国等の動向、新たな制度や指針などに対応しつつ、先進事例なども積極的に取り込むことで、行政財政における改革を推進するもの。
- ・行政経営改革を推進することで、市の最上位計画である稻沢市総合計画を下支え・補完。



(2) これまでの取組み (P.2)

- ・昭和 60 年度に「稲沢市行政改革大綱」を策定して以降、5 度にわたり行政改革に関する方針を策定。
- ・直近では、「稲沢市行政経営改革プラン（平成 22 年度～平成 26 年度）※前プラン」を平成 22 年度に策定し、全庁的な改革を今日まで推進。

(3) 本市を取り巻く社会環境 (P.4～6)

ア 人口の減少と少子高齢化の進展

- ・今後 25 年間で市の総人口は 13 万 6 千人から 11 万 7 千人に減少。
- ・高齢者人口は 2 万 9 千人から 3 万 7 千人に増加。〈※平成 22 年ベース〉

イ 市民ニーズの多様化・高度化

- ・市民の価値観や生活スタイルの多様化が進む中、これまでのよう均一・画一的な行政サービスでは適切に対応することが困難。
- ・市と市民等がそれぞれの特性を活かして役割を分担する協働型社会を構築していくことが必要。

ウ 地方分権の進展

- ・第二期地方分権改革に伴い、地域における自主性の強化と自由度が拡大。自らの責任と判断で地域の実情を踏まえた施策をいかに立案し執行していくかが問われる時代に。

(5) 新たな行政経営改革プランの必要性 (P.9)

市を取り巻く環境が大きく変化している中で、将来にわたって安定した行政サービスが提供できる体制や仕組みを構築していくためには、日々変化する社会経済環境に適切かつ柔軟に対応し、継続的に行政経営改革を推進していくことが必要。

2 改革の基本的な考え方

(1) 経営の基本理念 (P.10)

- ・「経営の基本理念」とは、市の価値基準・価値観を確立したもので、行政経営改革に取り組んでいく上で市の基本姿勢。
- ・時代や社会情勢の変化に影響されることがない普遍的なものため、前プランから継承。

経営の基本理念

- 1 まず市民のこと、そしてまちの未来のことを考える
- 2 市民との協働を通じて、限られた経営資源を最大限に活用し、市民満足度の向上を目指す

(2) 改革のテーマ (P.10)

行政サービスの最適化による市民満足度の向上

(3) 改革の視点 (P.11)

質の向上 =「質の改革」と 減量型 =「量の改革」 の両立

(4) 本市の行財政運営の課題 (P.6～8)

ア 健全財政の維持

歳入関係

- ・市税収入は、生産年齢人口の減少や住宅需要の冷え込み、一部国税化による法人市民税の税率削減の影響から今後増加する要素は少ない。
- ・地方交付税は、合併算定替の特例措置等による上乗せ交付分が平成 28 年度以降の 5 年間で段階的に削減、平成 33 年度には廃止（平成 32 年度までの 5 年間で約 48 億円の減、平成 33 年度には 19 億円の減）。
- ・新市民病院建設関連の地方債償還や公共施設の修繕経費等に取り崩しを要するため、基金残高は今後急激に減少する見込み。

歳出関係

- ・高齢化の進展や不安定な社会経済情勢等から扶助費が増加傾向。
- ・持続可能なまちづくりを進めるため、事業の選択や優先順位付けを行い、縮減を含む市の政策全体の抜本的見直しを検討することが必要。

イ 公共施設の老朽化

- ・市の公共施設の 7 割が建築後 30 年以上経過。
- ・公共施設等の耐震化、長寿命化、更新といった老朽化対策に伴う多額の事業費が発生。再編による総量抑制が急務。
- ・合併特例債の発行期限が平成 32 年度までのため、再編事業は安易に先送りできない状況。

ウ 組織・定員の適正化

- ・多様化・高度化する行政ニーズに適切に対応していくため、事務の簡素化・効率化と事業の見直し、人員配置の適正化が必要。
- ・質の高い公共サービスを継続的に提供することができるよう、職員が能力を十分に発揮できる仕組みの構築や組織内の横断的な連携体制の強化が必要。

エ 市民協働の推進

- ・多様化・高度化する市民ニーズに対応していくため、今までのように全てを行政が担うという発想を転換することが必要。
- ・「新しい公共」の理念の下、市民、地域団体、NPO・ボランティアなどと広範にわたって協力・協働していくことが必要。

オ 民間活力の活用推進

- ・市民サービスの維持向上やコストの縮減を図ることができる場合は、可能な限り民間の資金及びノウハウを活用した手法を適正に導入することが必要。



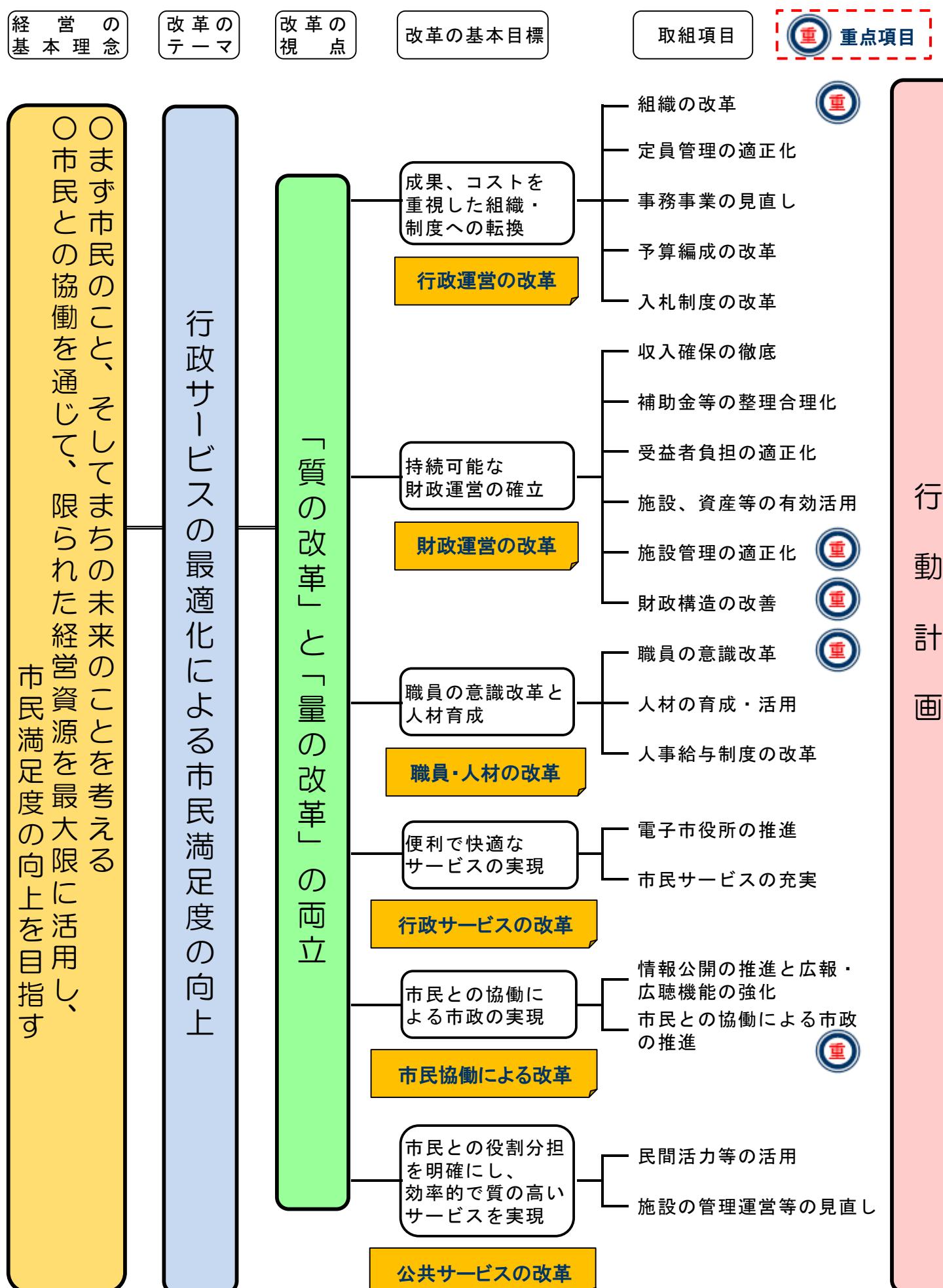
3 行政経営改革プランの体系図

4 改革の推進に向けた取組み

(P.14～19) 裏面参照

- ・6 つの基本目標に基づき、本市が今後取り組むべき 20 項目を設定。
- ・改革の推進に当たっては、これらの項目に基づく行動計画を策定。

■行政経営改革プランの体系図



5 改革の進め方

(1) 推進期間 (P.20)
平成 27 年度から平成 31 年度まで (5 年間)

(2) 推進体制 (P.20)
・稻沢市行政改革推進本部を設置し、全庁体制で推進。
・外部委員で構成される稻沢市行政改革推進委員会へ進捗状況等を報告、いただいた提言等をプランへ反映。

(3) 市民とともに改革を進めていくために (P.20)
毎年度の取組状況をホームページなどで公表。

(4) 推進方法 (P.21)
・着実な推進に向けて、Plan (計画) → Do (実施) → Check (点検) → Action (改善) のマネジメントサイクル (PDCA サイクル) に基づく点検・見直しを繰り返し実施。
・進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、実施事項の追加や取組年度の変更などの改善策を立案し、随時計画に反映。

6 行動計画 (P.22~85)

・行動計画は、本プランに位置付けられた 6 つの基本目標とそれに基づく 20 の取組項目について、推進期間内に本市が取り組むべき実施事項（全 66 事項）を具体的に定めたもの。
【個別目標や実施スケジュール等を設定】

7 用語の解説 (P.86~95)

・本プランの中で用いた専門用語を 50 音順で解説。

平成 27 年〇月
稻 沢 市

